

行政書士による 町会・自治会の運営及び 法人化等アドバイザー

相談無料



お困りのときは行政書士にご相談を！

○町会・自治会の運営でお困りのこと

- ・規約の改正について聞きたい
- ・町会会館や町会で使用している土地の契約更新がある など

○町会・自治会の法人化に関すること

- ・法人化すると、町会・自治会名義で不動産登記ができます！

集会施設等の登記が会長名義となっていないませんか？

名義人が転居などで構成員でなくなった場合に、名義変更の煩雑さや相続等の問題が生じてしまいます。法人化することで、町会・自治会名義で不動産の登記が可能になります。また、財産面だけでなく、目的の範囲内であれば独立して取引主体となることができます。

お問合せ先

東京都行政書士会新宿支部事務局

☎ 0120-917485

(フリーコール・通話料無料)

【受付時間】平日13時から17時

✉ jimukyoku@gyouseisyoshi-shinjuku.net

お気軽にお電話、メールにてご連絡ください。
(詳細は裏面をご確認ください。)



新宿区は、町会・自治会の活動を支援しています。

主催 新宿区地域振興部 地域コミュニティ課 コミュニティ係

電話 03(5273)4127

FAX 03(3209)7455

行政書士による町会・自治会の運営及び 法人化等アドバイザーの利用の仕方

ステップ 1

東京都行政書士会新宿支部に電話またはメール

東京都行政書士会新宿支部にお気軽に電話・メールください。

電話番号（フリーコール・通話料無料）：0120-917485

【受付時間】 平日 13時から17時

メールアドレス：jimukyoku@gyouseisyoshi-shinjuku.net

ステップ 2

利用を申し込み

行政書士による町会・自治会のためのアドバイザー制度を利用したい旨と、ご自身の町会・自治会名、相談内容を簡単にお伝えください。

ステップ 3

面談または FAX・メールでご相談

面談での相談をご希望の場合

相談内容をお話しの上、面談の日程を相談してお決めください。なお、面談時間の目安は2時間です。

FAX・メールで相談をご希望の場合

行政書士の指示に従い、資料を FAX またはメールで送信してください。

<行政書士会新宿支部>

FAX：03-6857-5328

メール：jimukyoku@gyouseisyoshi-shinjuku.net

ご注意

- この無料相談は、町会運営等に関する様々な困りごとや、町会・自治会の法人化手続きについて相談することが可能です。書類作成代行は行いません。
- 1つの町会につき、相談は原則として3回までとさせていただきます。
- お問い合わせ先：東京都行政書士会新宿支部事務局
電話（フリーコール・通話料無料）：0120-917485【受付時間】 平日 13時から17時
メールアドレス：jimukyoku@gyouseisyoshi-shinjuku.net